

官民連携による居住に係る相談体制の整備について

1 経緯

令和6年3月に策定した「草津市住生活基本計画」では、低額所得者や高齢者等の住宅確保要配慮者に対する居住支援を推進するため、「官民連携で進める居住の安定の確保」を重点施策に位置づけています。

この重点施策の実施に向け、これまで庁内外調整等により、居住に係る相談体制の整備に向けた検討を進めてまいりました。

【草津市住生活基本計画抜粋】

重点施策2 官民連携で進める居住の安定の確保

将来も増加が見込まれる高齢者に加え、低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者への住まいの対応がこれまで以上に求められます。

そのため、官民連携による居住に係る相談体制の整備や、住宅セーフティネットの根幹となる公営住宅の効果的・効率的な整備・供給などを進めます。

更に公営住宅だけでなく、民間の空き家の利活用を通じた住宅確保要配慮者の住まいの確保に資する取組も進めます。

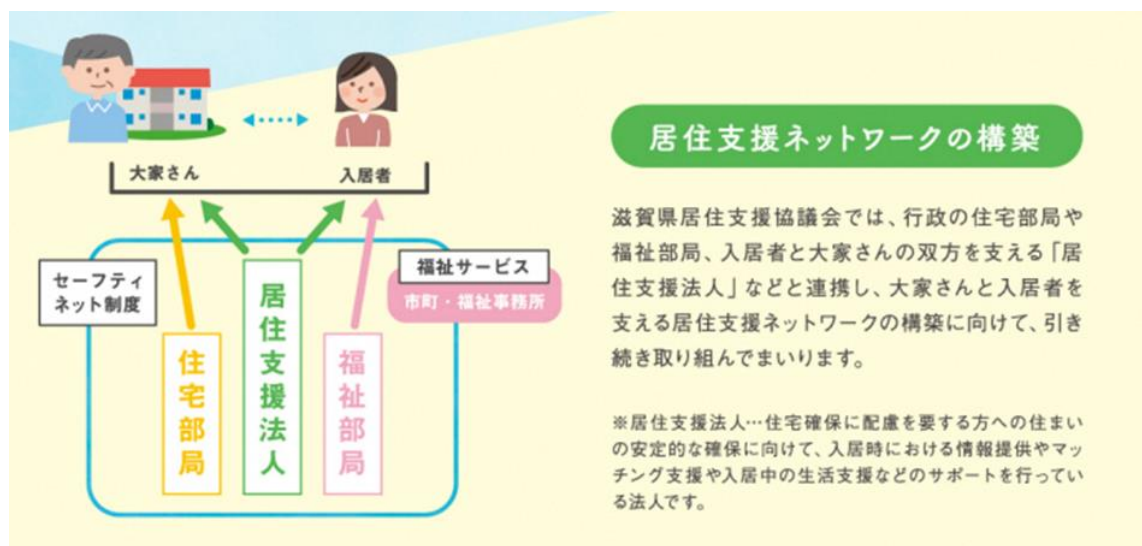
【関連する主な取組・事業（例）】

🏠：特に関連が強い基本方針 🏡：関連のある（目標の実現につながる）基本方針

🏠 官民連携による居住に係る相談体制の整備（基本目標1方針3）

- 🏠 公営住宅供給促進事業（基本目標1方針3）
- 🏠 公営住宅長寿命化・建替促進事業（基本目標1方針3）
- 🏡 自立支援給付に係る事業（基本目標1方針2）
- 🏡 地域包括ケアの推進（基本目標1方針2）
- 🏡 空き家の利活用等の促進（空き家サポート事業）（基本目標2方針5）

滋賀県が目指す官民連携の居住支援ネットワーク



【今後予定される法改正】※ 参考資料 1 参照

令和 7 年度に次の法改正がされることで、住宅確保要配慮者に対する地方公共団体による居住支援施策の更なる強化が求められます。

①生活困窮者自立支援法（令和 7 年 4 月改正施行）

（主な改正点）住宅セーフティネット制度と連携した居住支援の強化のための措置実施 など

②住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（令和 7 年 1 0 月改正施行）

（主な改正点）市単位での居住支援協議会設立の努力義務化、居住サポート住宅認定事務 など

2 事業概要

これらの状況に対応するため、令和 7 年度より次の居住支援施策を順次展開してまいります。

①県内初の市単位居住支援協議会の設立 **官民の連携体制強化**

市の福祉部局や居住支援団体と連携した居住支援体制の整備（ネットワーク化）を行います。

○協議会会員案

草津市関係課	人とくらしのサポートセンター、生活支援課、障害福祉課、長寿いきがい課、子ども家庭・若者課、市営住宅課、建築政策課（事務局）
居住支援団体※	一般社団法人しが入居支援センター、株式会社共栄サポート みらいえ住宅株式会社、社会福祉法人慈恵会、株式会社レック、 一般社団法人近畿・中日本シルバーライフ協会、株式会社ワイ・エス・メディア

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 4 0 条の規定により、滋賀県知事が指定する居住の支援を行うことを目的とする法人

○主な取組

- ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進に関し必要な協議・検討
- ・住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報提供
- ・協議会内での情報共有 など

○協議会設立に向けた関係課会議（令和 7 年 1 月 1 0 日）の様子



②居住支援に関する相談窓口の設置 **相談窓口の明確化**

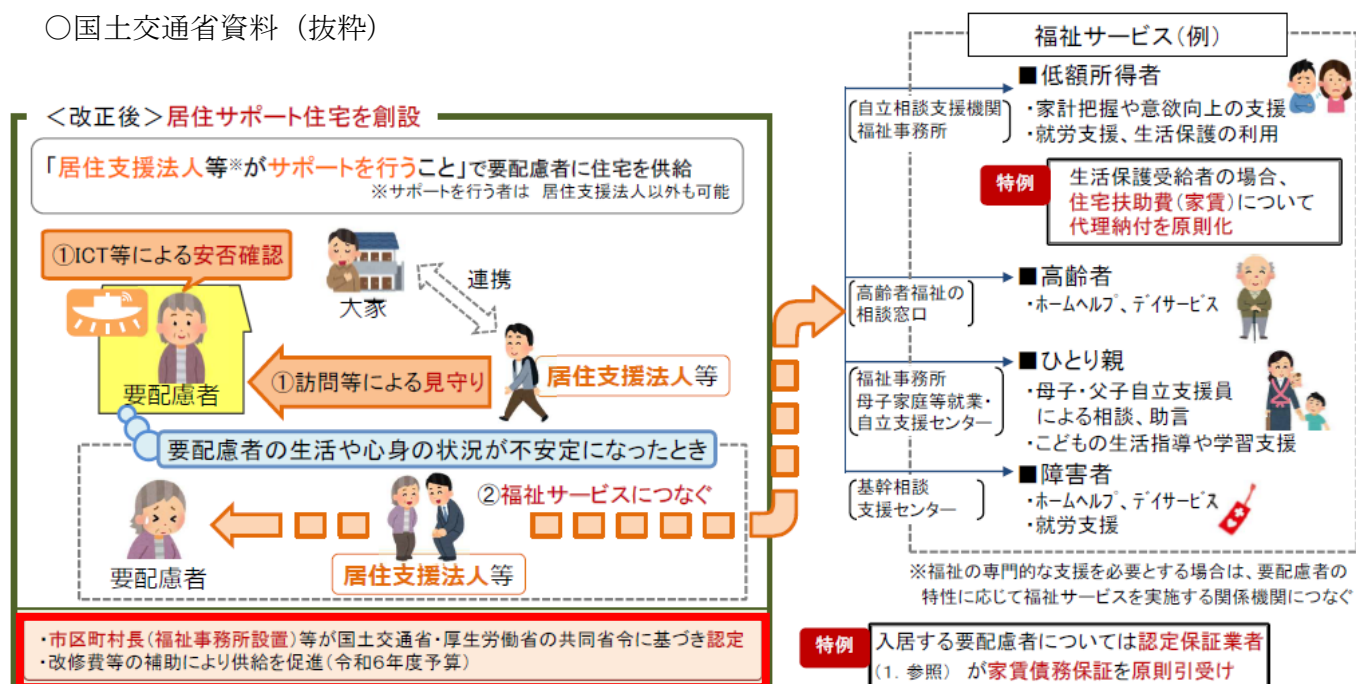
人とくらしのサポートセンターと連携し住まいの総合相談窓口（建築政策課内）を設置します。

（主な業務） 相談受付対応、情報提供、居住支援団体等の連携先への橋渡し など

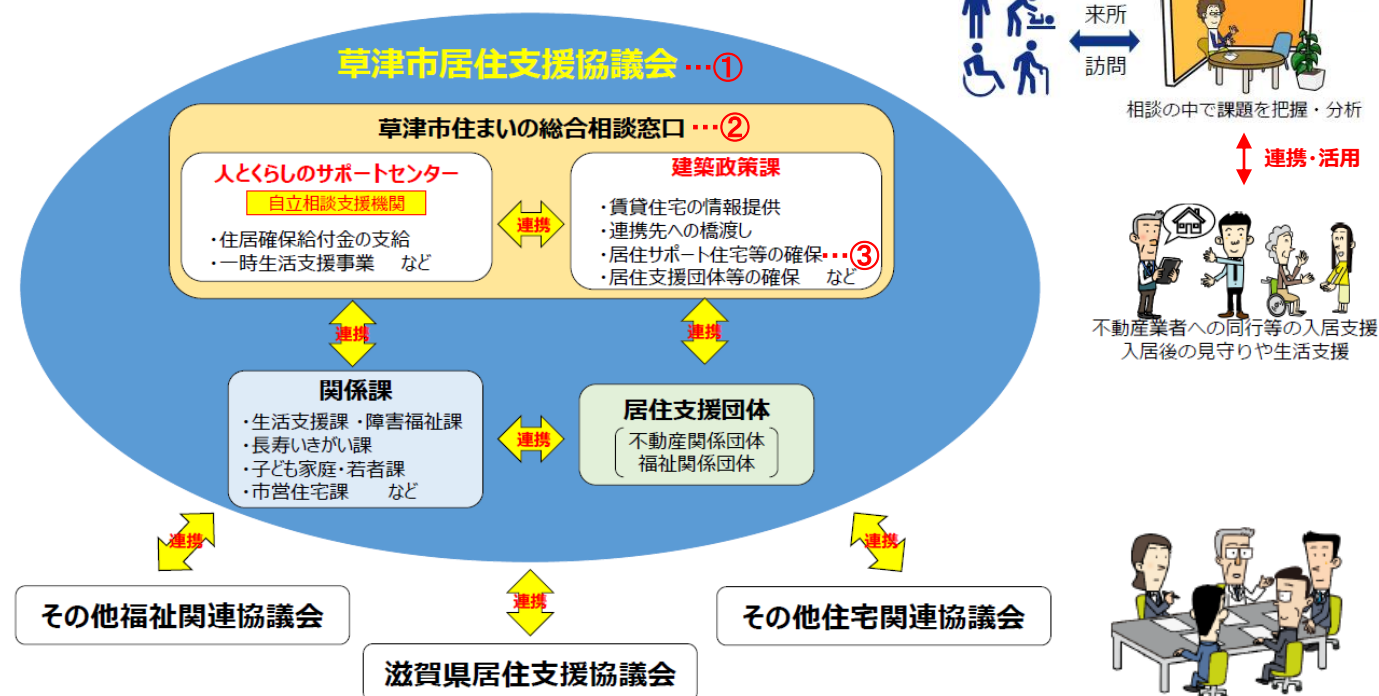
③居住サポート住宅の認定、更なる空き室・空き家の利活用促進 **民間ストックの確保**

福祉事務所設置市の法定業務となる居住サポート住宅（見守り等がセットの民間賃貸住宅）の認定に加え、空き家等対策（空き家サポート事業）を通じた民間ストックの利活用促進等を行います。

○国土交通省資料（抜粋）



【居住支援体制イメージ（上記①～③）】



4 スケジュール

令和7年3月まで	庁内外協議・最終調整
令和7年4月	草津市居住支援協議会の設立、草津市住まいの総合相談窓口の設置
令和7年10月	居住サポート住宅の認定事務開始